第百四十一条を第百九十三条とする。

第百四十条中「第百三十八条又は前条」を「前三条」に改め、「採捕」の下に「若しくは養殖」を加え、同条を第百九十二条とする。

第百三十九条中「第六十七条第十一項（第六十八条第四項」を「第百二十条第十一項（第百二十一条第四項」に改め、同条を第百九十一条とする。

第百三十八条中「二百万円」を「三百万円」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　第二十五条の規定に違反して特定水産資源を採捕した者

第百三十八条第七号を削り、同条第六号中「第六十五条第一項」を「第百十九条第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号及び第五号を削り、同条第三号中「定置漁業権」を「大臣許可漁業、知事許可漁業若しくは第八十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けた漁業の停止中その漁業を営み、第六十条第二項に規定する定置漁業権」に、「共同漁業権」を「又は同項に規定する共同漁業権」に改め、「営み、又は指定漁業若しくは第三十六条の規定により許可を受けた漁業の停止中その漁業を」を削り、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　第六十八条の規定に違反して定置漁業又は区画漁業を営んだ者

第百三十八条第二号中「漁業権、第三十六条の規定による漁業の許可又は指定漁業」を「大臣許可漁業の許可、漁業権又は第八十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による漁業」に改め、「制限又は」を削り、同号を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。

二　第二十七条、第三十三条、第三十四条又は第百三十一条第一項の規定による命令に違反した者

三　第三十六条第一項又は第五十七条第一項の規定に違反して大臣許可漁業又は知事許可漁業を営んだ者

四　第四十七条（第五十八条において準用する場合を含む。）の許可を受けずに、第四十二条第一項（第五十八条において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の農林水産省令又は規則で定める事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、大臣許可漁業又は知事許可漁業を営んだ者

第百三十八条を第百九十条とし、第十章中同条の前に次の一条を加える。

第百八十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三千万円以下の罰金に処する。

一　第百三十二条第一項の規定に違反して特定水産動植物を採捕した者

二　前号の犯罪に係る特定水産動植物又はその製品を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者

第百三十七条の三第一項各号を次のように改める。

一　第二章（第十条、第十五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第三十五条を除く。）並びに第五十七条第一項及び第四項から第六項までの規定、第五十八条において準用する第三十八条、第三十九条、第四十条第二項、第四十一条第一項第五号及び第二項、第四十二条（第二項ただし書及び第三項ただし書を除く。）、第四十三条、第四十四条第一項から第三項まで、第四十五条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第四十六条、第四十七条、第四十九条第二項、第五十条、第五十一条第一項、第五十二条、第五十四条第一項から第三項まで並びに第五十六条の規定並びに第百十九条第一項、第二項、第七項及び第八項、第百二十四条第一項、第百二十五条第一項、第百二十六条第一項から第三項まで並びに第百二十七条の規定により都道府県が処理することとされている事務

二　第百二十条第三項、第四項、第八項、第九項及び第十一項の規定、同条第十二項において準用する第八十六条第三項の規定、第百二十二条、第百三十一条第一項及び第二項、第百七十六条第一項及び第二項並びに第百七十七条第十三項（第四号に係る部分に限る。）の規定、同条第十四項において準用する同条第三項及び第十一項（これらの規定のうち同条第十三項（同号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定並びに前条の規定により都道府県が処理することとされている事務（大臣許可漁業、知事許可漁業、第百十九条第一項の規定若しくは同条第二項の農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業又は同条第一項の規定若しくは同条第二項の規則の規定により都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業に関するものに限る。）

第百三十七条の三第二項を削り、第九章中同条を第百八十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（経過措置）

第百八十八条　この法律の規定に基づき政令、農林水産省令、条例又は規則を制定し、又は改廃する場合においては、その政令、農林水産省令、条例又は規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第百三十七条の二中「手続に従い」を「ところにより」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、農林水産省令で定める書類については、都道府県知事を経由せずに農林水産大臣に提出することができる。

第百三十七条の二を第百八十六条とする。

第百三十七条を第百八十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（公示の方法）

第百八十五条　この法律の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2　前項の公示に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第百三十六条の前の見出しを削り、同条中「ときは」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、同条に次の一項を加える。

2　都道府県知事の管轄に属する漁場（政令で定める要件に該当するものに限る。）において新たに漁業権を設定するため特に必要があると認める場合であつて、農林水産大臣が都道府県知事の権限を行うことにつき当該都道府県知事が同意したときは、政令で定めるところにより、農林水産大臣は、自ら当該都道府県知事の権限を行うことができる。

第百三十六条を第百八十三条とし、同条の前に見出しとして「（管轄の特例）」を付する。

第百三十五条の二を第百八十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（都道府県が処理する事務）

第百八十二条　第五章並びに第百七十六条第一項及び第二項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第百三十五条を第百八十条とする。

第百三十四条の三中「第三十四条第四項の規定による制限若しくは条件の付加、第三十八条第三項の規定による取消し又は第六十七条第十一項（第六十八条第四項」を「第百二十条第十一項（第百二十一条第四項」に、「当該制限若しくは」を「当該」に改め、「、取消し」を削り、同条を第百七十九条とする。

第百三十四条の二第一項中「第三十四条第四項、第三十七条第一項、第三十八条第一項並びに第三十九条第一項、第二項及び第十三項（第三十六条第三項」を「第二十七条及び第三十四条の規定、第八十六条第一項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第八十九条第一項、第九十二条第一項及び第二項並びに第九十三条第一項の規定（これらの規定を第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）」に、「、第三十八条第三項並びに第百二十八条第二項」を「並びに第百十六条第二項及び第三項、第百三十一条第一項（第二十五条第一項の規定に違反する行為に係るものに限る。）、第百六十九条第二項並びに前条第十四項において準用する同条第六項」に改め、同条第二項中「第五十条第一項」を「第二十条第一項に規定する管理及び第百十七条第一項」に改め、同条を第百七十八条とする。